

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年1月14日

水曜日

第5469号

目 次

告 示

- | | |
|----------------------------|---|
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 1 |
| ○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 | |
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 2 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | 4 |
| ○令和7年度地籍調査事業計画の変更 | 5 |
| ○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 | |
| ○指定自立支援医療機関の指定 | 6 |
| ○指定自立支援医療機関の指定の更新 | |

公 告

- | | |
|------------|---|
| ○開発行為の工事完了 | 7 |
|------------|---|

正 誤

- | |
|---------------------------|
| ○令和8年1月5日付け第5466号富山県告示第1号 |
|---------------------------|

VV

告 示

VV

富山県告示第6号

土地改良区の定款変更の認可について

入善土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年12月26日認可した。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

富山県告示第7号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

射水平野土地改良区から申請のあった作道東部地区の新規土地改良事業施行につ

いては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和7年12月26日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月14日から

令和8年2月12日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

富山県告示第8号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営土地改良事業計画（荒町地区）を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業計画書（荒町地区）の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月14日から

令和8年2月12日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第9号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営土地改良事業計画（才川七2期地区）を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業計画書（才川七2期地区）の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月14日から

令和8年2月12日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第10号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	令和8年1 月1日	1650200437	CareerONE 株式会社	富山市今泉 40トライア ングルビル 202	Roots	高岡市駅南 3丁目3- 13スター ビル1-A

富山県告示第11号

令和7年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和7年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

1 変更に係る調査を行う者の名称及びその調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
射水市	射水市上野、本江針山、黒河、黒河新、川口 宮袋入会地、港町

2 変更に係る調査期間

令和7年11月21日から令和8年3月31日まで

富山県告示第12号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
金澤 芳光	整形外科	富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5番10号	令和8年1月1日
牧田 直樹	外科	市立砺波総合病院	砺波市新富町1番61号	令和8年1月1日

丸錢 祥吾	外科	市立砺波総合病院	砺波市新富町1番61号	令和8年1月1日
大場 泰良	内科、リハビリテーション科	陽和温泉病院	氷見市堀田4番1号	令和8年1月1日

富山県告示第13号**指定自立支援医療機関の指定について**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
アップル薬局入善店	下新川郡入善町入膳7862番地	育成医療・更生医療	調剤	令和8年1月1日

富山県告示第14号**指定自立支援医療機関の指定の更新について**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田八朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
日本調剤大門薬局	射水市下若53番6号	育成医療・更生医療	調剤	令和8年1月1日
訪問看護ステーションみんわ	氷見市窪65番地3	育成医療・更生医療	訪問看護	令和8年1月1日

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年1月14日

富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
射水市作道294番、295番、 296番、297番、298番、299 番及び719番並びに718番、 720番、824番の1及び825 番の各一部	同左	道路、下 水道、水 路、広場	射水市三ヶ3973番地	永森建設工業 株式会社

正 語

令和8年1月5日付け第5466号富山県告示第1号「浄化槽の指定検査機関の指定についての一部改正について」3の(1)表中

項目	誤		正	
1 処理対象人員	101人以上	300人以上	101人以上	300人以下
	301人以上	500人以上	301人以上	500人以下
	501人以上	2000人以上	501人以上	2000人以下

令和8年1月5日付け第5466号富山県告示第1号「浄化槽の指定検査機関の指定についての一部改正について」3の(2)表中

頁	項	誤	正
2	処理対象人員	101人以上 300人以上 301人以上 500人以上 501人以上 2000人以上	101人以上 300人以下 301人以上 500人以下 501人以上 2000人以下